

【表紙】

【提出書類】	公開買付報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年 4月24日
【報告者の氏名又は名称】	株式会社三栄建築設計
【報告者の住所又は所在地】	東京都杉並区西荻北二丁目 1番11号 (同所は登記上の本店所在地で実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)
【最寄りの連絡場所】	東京都杉並区上荻一丁目 2番 1号 インテグラルタワー4B
【電話番号】	03(5335)7170
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員管理本部長 吉川 和男
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目 8番16号) 株式会社三栄建築設計本店 (東京都杉並区西荻北二丁目 1番11号) 株式会社三栄建築設計名古屋支店 (名古屋市千種区千種三丁目 7番10号)

(注1) 本書中の「公開買付者」又は「当社」とは、株式会社三栄建築設計をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社シードをいいます。

(注3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書中の「本公開買付け」とは、本書提出に係る公開買付けをいいます。

(注8) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注9) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、別段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注10) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号、その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

1【公開買付けの内容】

(1)【対象者名】

株式会社シード

(2)【買付け等に係る株券等の種類】

普通株式

(3)【公開買付期間】

平成25年3月27日(水曜日)から平成25年4月23日(火曜日)まで(20営業日)

2【買付け等の結果】

(1)【公開買付けの成否】

本公開買付けにおいては、買付予定数の下限を設定しておらず、買付予定数の上限(5,267株)を設定しておりましたが、応募株券等の数の合計(5,267株)が買付予定数の上限を超えませんでしたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2)【公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名】

法第27条の13第1項の規定に基づき、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、平成25年4月24日に株式会社東京証券取引所において、報道機関に公表いたしました。

(3)【買付け等を行った株券等の数】

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	5,267(株)	5,267(株)
新株予約権証券		
新株予約権付社債券		
株券等信託受益証券()		
株券等預託証券()		
合計	5,267(株)	5,267(株)
(潜在株券等の数の合計)		()

(4) 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(個)(a)	5,267
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	
報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)	
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	
対象者の総株主等の議決権の数(平成24年12月31日現在)(個)(g)	11,380
買付け等後における株券等所有割合 ($(a+d)/(g+(b-c)+(e-f)) \times 100$)(%)	46.28

(注1) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成24年12月31日現在)(個)(g)」は、対象者が平成25年2月14日に提出した第20期第3四半期報告書に記載された平成24年12月31日現在の総株主の議決権の数です。

(注2) 対象者が平成25年3月26日に公表した「第三者割当による新株式の発行に関するお知らせ」によれば、対象者は平成25年3月26日開催の対象者取締役会において、本公開買付けの成立を条件として、平成25年5月1日を払込期日とする第三者割当による新株式の発行(普通株式1,300株、発行価額は1株当たり38,610円、総額50,193,000円)を決議しており、当社は当該募集株式の総数を引き受ける予定です。かかる第三者割当増資が実施された場合に、「対象者の総株主等の議決権の数(個)(g)」(11,380個)は当該第三者割当増資に係る議決権の数1,300個を加えた12,680個となります。また、当社の「買付け等後における株券等所有割合」は、買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数を、「報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(個)(a)」(5,267個)に当社が引き受ける当該募集株式に係る議決権の数1,300個を加えた6,567個として計算すると、51.79%となります。

(注3) 「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) 【あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算】

該当事項はありません。